



安全管理検査制度見直しに関する概要について

平成 29 年 4 月 1 日から、安全管理検査制度が見直されました。

●登録安全管理審査機関の審査範囲が拡大されます。

風力発電設備についても、発電技検へ定期安全管理審査の申請が出来ます。

また、登録審査機関の審査範囲が拡大されるため、15万kW以上の発電所も登録安全管理審査機関に申請が出来ます。



出典：安全管理検査制度見直し検討会（第2回）資料抜粋

●定期検査時期と受審時期のインターバルが、延伸されます。

組織区分がシステム S、A、B、個別の4区分になります。システム S、A になると、審査インターバルが延伸されます。また、ボイラーと蒸気タービンについて、設備が日常の保守管理、運転状況の管理、高度な運転管理を行うと検査のインターバルが延伸されます。

- ・システム S：ボイラー・蒸気タービンの定期検査時期を最大6年に延伸し、受審時期も定期検査時期に合わせて延伸。
- ・システム A：ボイラーの定期検査時期を4年に延伸し、受審時期も定期検査時期に合わせて延伸。
- ・システム B：定期検査時期及び受審時期は不変（現行のシステム審査）

組織区分	分類	定期検査時期		受審時期
		ボイラー	蒸気タービン	
システム	S	6年		<p>評定で承認した検査期間満了後 3ヶ月を超えない時期</p> <p>評定から3年3ヶ月を超えない時期</p> <p>検査を実施する時期</p>
	A	4年		
	B	2年		
個別		4年		

[※]前回結果で認められた延伸期間を上限に、検査の実施時期に合わせて実施。なお、審査基準は見直すものの、審査方法等は現行制度を継続して運用。

出典：電力安全小委員会（第13回）資料抜粋

●溶接安全管理審査が、使用前・定期安全管理審査に統合されます。

平成 29 年 4 月 1 日から安全管理検査制度が見直しになり、溶接安全管理審査が使用前・定期安全管理審査に統合されました。

溶接事業者検査については、引き続き要求され、使用前・定期安全管理審査の中で、設置者が作成した「総括資料」を基に、「溶接事業者検査の実施状況の確認」として審査します。



[1] 使用前・定期安全管理審査における溶接事業者検査の取扱いについて
[2] 定期安全管理検査制度のあり方（インセンティブ措置含む）

- 新制度では、溶接安全管理審査を、**使用前・定期安全管理審査に統合**。
- 具体的には、**登録機関が、使用前・定期審査の実施時に、溶接検査結果について設置者がまとめた資料（“総括資料”）等に基づき、聞き取りや根拠資料の内容確認等を通じて審査**を実施。
- 溶接については、**新設する「溶接検査の実施状況」という項目の中で、溶接検査の適切性について審査**。

出典：電力安全小委員会（第13回）資料抜粋

一般財団法人 発電設備技術検査協会 法定業務室
 〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 3F
 TEL : 03-5404-3875 FAX : 03-5404-3881
 E-mail : houtei@japeic.or.jp
 URL : <http://www.japeic.or.jp/gyoumu/anzenkanri/index.htm>



一般財団法人 発電設備技術検査協会は、

発電設備などの品質の維持向上と技術の進歩発展を図り、

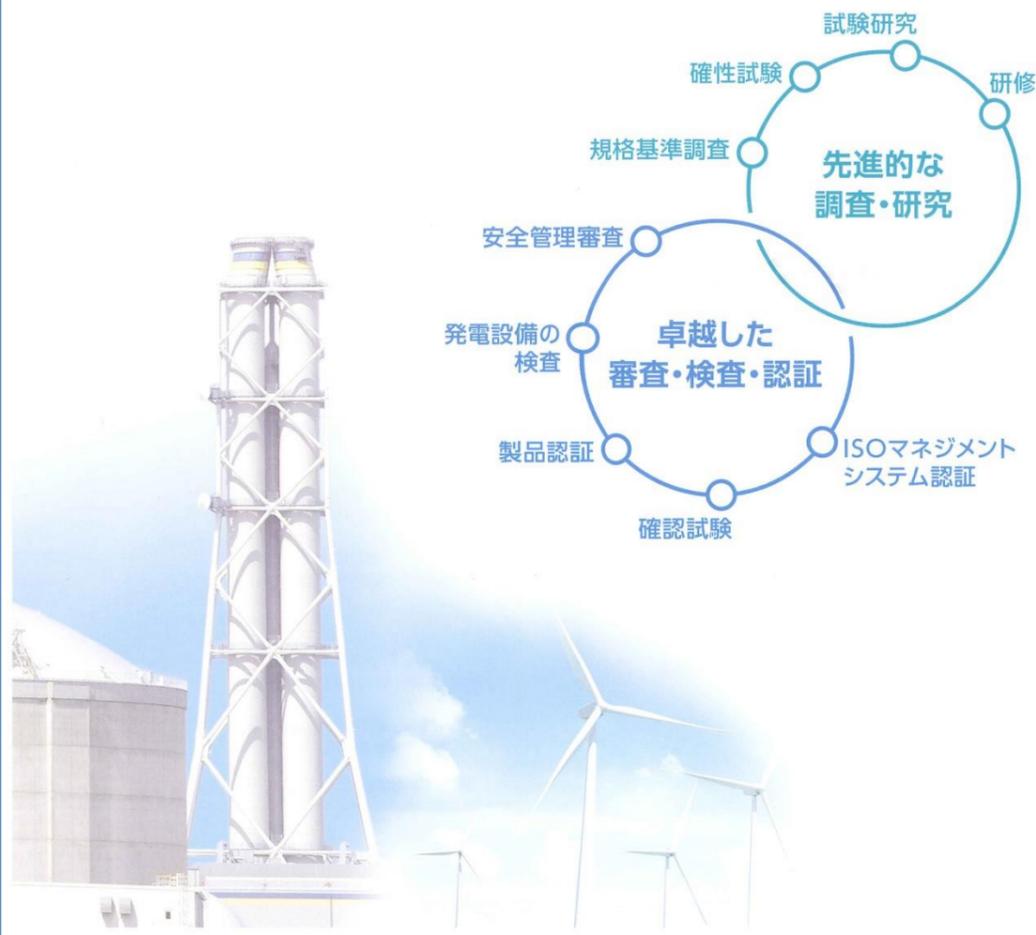
社会の安全確保に寄与するとともに、

産業の健全な発展に資する事を目的とした法人です。

「技術が支える安全と信頼」を基本理念とし、

「技術品質が高く、設置者・メーカー・国から頼りにされる第三者機関」を目指し、

卓越した審査・検査・認証と先進的な調査・研究を通じて社会に貢献します。



卓越した審査・検査・認証

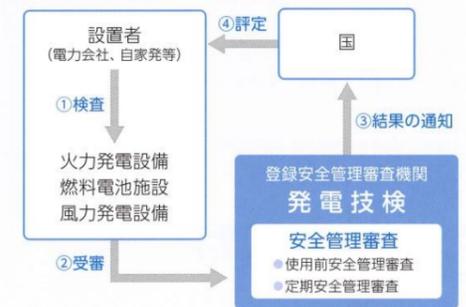
安全管理審査

電気事業法に基づき、火力発電設備や風力発電設備などの設置者は使用前自主検査、定期事業者検査を実施したことについて、登録安全管理審査機関による安全管理審査を受けることが義務付けられています。

発電技検は、登録安全管理審査機関として、国が示した審査基準に従い、公正で的確な安全管理審査を実施します。

- 経験豊富な安全管理審査機関として、設置者の皆様から高い信頼と支持を得ています。
- 様々な専門的審査・検査業務に携わり電気事業法の運用実務に精通した審査員が、高品質な審査を提供します。
- 安全管理審査に関するお問い合わせにも、丁寧にお答えします。

■ 安全管理審査業務の概要



※風力発電設備の使用前安全管理審査は国が実施

発電設備の検査

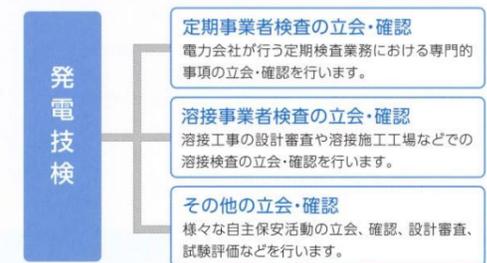
発電技検は、電力会社が実施する原子力発電設備の自主保安活動を支援するため、第三者検査機関として、法令や各種技術基準への適合性の確認、保安・検査業務への立会、設計図書の審査、試験の評価などの様々な業務を実施します。

- 第三者の目で、発電設備の品質と安全を確認します。
- 長年にわたる発電設備の検査立会業務の経験と日々の教育・訓練に基づいて、設置者の皆様にも安心していただける業務を提供します。
- 電力会社や発電所ごとのニーズや条件に応じて、的確な業務を提供します。

グローバル化に伴い、溶接構造物の海外調達（輸入）のニーズが高まっています。また、溶接構造物の輸出も増加しています。

発電技検は、AWS-CWI (米国溶接学会認定検査員) を含む知識と経験豊富な要員を配し、発電用火力設備の溶接構造物の輸出入品に係る検査を支援しています。

■ 発電設備の検査業務の概要



■ 溶接構造物の輸出入品の検査支援業務の概要

